

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、審査請求の対象となった公文書の不開示部分のうち、フォトモンタージュの作成例を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人 ○○ ○○ 氏は、令和3年12月14日、山形県情報公開条例（平成9年12月22日山形県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成29年度及び平成30年度に採択された、資源エネルギー庁の公募事業「新エネルギー等の導入促進のための広報事業」に応募したときの応募の内容がわかる文書（添付の財務諸表は除く。）」及び「令和元年度～令和2年度にかけて、経済産業省及び国土交通省に、○○○沖を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域候補として指定するよう申請（情報提供）したときの、申請（情報提供）内容がわかる文書」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して、「平成29年度及び平成30年度に、資源エネルギー庁の公募事業へ応募した際の応募書類」及び「令和元年度及び令和2年度に、経済産業省及び国土交通省へ情報提供した際の申請書類」を特定し、以下に掲げる「開示をしない部分」を除いて開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「開示をしない理由」を付して、令和3年12月22日エネ第205号公文書一部開示決定通知書により、審査請求人に通知した。

【開示をしない部分①】

フォトモンタージュの作成例

【開示をしない理由①】

県内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、県民その他のものに不当に混乱させるおそれがあるため。（条例第6条第1項第5号該当）

【開示をしない部分②】

系統確保に関する情報の一部

【開示をしない理由②】

法人等に関する情報であって、公にしないとの約束の下に任意に提供された情報であるため。(条例第6条第1項第3号該当)

- 3 審査請求人は、開示をしない部分①が開示されなかったことを不服として、令和4年3月24日に、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、令和4年6月15日、条例第11条の規定により、山形県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対して、審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示されなかった公文書のうち、開示をしない部分①の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び行政不服審査法第30条の規定により提出した反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 山形県知事は、県内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、県民その他のものに不当に混乱を生じさせるおそれがあるとして不開示にしているが、平成30年度当時は県の意思形成過程における情報であったとしても、この公募事業はすでに終了しているものである。
- (2) 開示することによって混乱が生じるのではなく、不開示にすることで県民の間に誤解や憶測を呼び、県への不信感から混乱が生じるのである。不開示にすることによる利益より、開示することによる利益の方が大きいことは明白である。
- (3) 平成30年度における想定海域が、令和3年11月の住民説明会で公表されたものとは異なる範囲であることは、県のホームページに掲載されている資料等で確認でき、一目瞭然である。

- (4) 当該フォトモンタージュは、申請書の添付書類であって、既に外部に出ていることから、行政内部の会議、意見交換の記録等に関する文書ではなく、行政内部の自由闊達な意見又は情報の交換が損なわれる情報とは言えない。また、既に申請済みであることから、審議中の案件又は内容の確認を終了していない文書とも言えず、開示することにより県民等に不当に混乱を生じさせるおそれのある情報とも解釈できない。
- (5) 審査請求人は、自らが暮らす地域の生活環境の変化を知ることを侵害されている。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

行政不服審査法第29条の規定により提出した弁明書における弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるものである。

2 弁明の理由

実施機関が、弁明書において主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成30年度申請書類には、景観に係る情報収集として作成したフォトモンタージュの作成例が掲載されており、当該フォトモンタージュは、現在とは異なる範囲の海域に風車を設置したケースを想定したものである。
- (2) 現在想定している海域のフォトモンタージュは、令和3年11月の住民説明会で配布・公表しており、前提条件の異なる2つのフォトモンタージュを開示することで県民等が混乱する可能性がある。
- (3) 以上のことから、条例第6条第1項第5号に該当し、不開示としたことは適正であり、何ら不適切なものではない。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求により特定した公文書は、「新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地方公共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業（風力発電地域協議会）」における申請書類（平成29年度分及び平成30年度分）及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく情報提供書類（令和元年度分及び令和2年度分）（以下「本件対象公文書」という。）であり、実施機関は本件処分を行ったところ、

審査請求人は開示をしない部分①の開示を求めていることから、以下、本件対象公文書の見分を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第6条第1項第5号について

条例第6条第1項第5号において、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他のものに不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われることを確保する観点から、不開示情報としている。

これらの情報が開示されると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれる場合が想定され、また、未成熟な情報が開示され又は情報が尚早な時期に開示されると、誤解や憶測に基づき県民の間に混乱を生じさせ、又は投機を助長するなどして特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、率直な意見交換が阻害されたり、意思決定の中立性が損なわれたりするなど、県の意思決定に対する支障がある場合には、これを不開示とする取扱いとされたものである。

3 条例第6条第1項第5号該当性について

- (1) 本件対象公文書について、審査会が見分したところ、実施機関が不開示とした「フォトモンタージュの作成例」については、山形県沿岸の海域に風車が設置されたことを想定した場合のイメージが掲載されていることを確認した。
- (2) 本件対象公文書は、国の事業の申請書類として作成されたものであり、内部的な審議、検討又は協議が完了した後に、国に対して提出したものであると考えられる。
- (3) これらの情報が開示されたとしても、内部的な審議、検討又は協議が完了している以上、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれることは考えられず、また、未成熟な情報でもないことから、誤解や憶測に基づく不当な混乱等を生じさせることは想定されない。
- (4) したがって、実施機関が不開示とした「フォトモンタージュの作成例」については、条例第6条第1項第5号には該当せず、開示すべきである。

4 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年6月15日	審査庁から諮問を受けた。
令和4年12月21日 (第74回審査会)	事案の審議を行った。
令和5年2月9日 (第75回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

氏 名	役 職	備 考
伊 藤 三 之	弁護士	会長
和泉田 保 一	山形大学人文社会科学部准教授	会長職務代理者
今 野 佳世子	社会保険労務士	委員
須 賀 まり子	元山形市教育委員	委員
薬 丸 有希子	弁護士	委員